

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続と経営改善、温室効果ガスの削減を図るため、事業者が行う省エネ機器更新による経営効率化に資する取組みの支援に関し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、事業者の定義は次に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条第1項に規定する中小企業者(小規模事業者及び個人事業主を含む。みなし大企業に該当するものは除く。)又は消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第10条第1項に規定する事業(第6号及び7号の事業を除く。)と同一の事業を行う組合のうち常時使用する従業員が300人以下の組合をいう。
- (2) 社会福祉法人 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第10条第1項第7号に規定する事業と同一の事業を行う組合のうち、常時使用する従業員が300人以下の法人をいう。
- (3) 学校法人 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条及び第3条に規定する学校法人のうち、常時使用する従業員が300人以下の法人をいう。
- (4) 医療法人 医療法(昭和23年法律第250号)第39条に規定される医療法人又は消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第10条第1項第6号に規定する事業と同一事業を行う組合のうち、常時使用する従業員が300人以下の法人をいう。
- (5) NPO法人 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条2項に規定する特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員が300人以下の法人をいう。
- (6) その他市長が認める者

(補助対象者)

第3条 第1条の補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という)は、市内に本店又は支店を有する事業者で、市税等を滞納していない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者の代表者又は役員が次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 福島市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助上限額等は、次条及び別表1に規定するとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1に掲げる経費のうち、事前申請受付期間内に発注・契約を行い、納品・支払い(決済)の全てを完了し、帳簿等によりその事実を確認できる経費とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)次に定める書類を添えて福島市オンライン申請システム又は郵送にて申請を行う。なお、申請は、事前申請と交付申請の2段階に分けて申請するものとする。

(1) 事前申請に添付する書類

- ア 福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金事前申請書(様式第1号)
- イ 設備の購入及び設置に係る経費の分かる書類(見積書等)
- ウ 省エネ機器の性能が確認できる書類(HPやカタログ等)
- エ 直近の確定申告書又は決算書の写し(法人格の確認、事業継続の意思確認のため)
- オ 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し
- カ マイナンバーカードの普及促進について
- キ 本人確認書類の写し(個人事業主の場合のみ)

(2) 交付申請に添付する書類

- ア 福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請書(様式第2号)
- イ 更新した省エネ機器の設置状況が確認できる写真
- ウ 省エネ機器購入・設置経費を支払ったことが確認できる書類(領収書等)
- エ 事前申請時に添付した見積等に変更が生じた場合は、変更後の見積書

2 前項第1号の事前申請の受付期間は、令和4年12月12日から令和5年3月10日までとする。

3 第1項第2号の交付申請の受付期限は、令和5年3月31日までとする。

4 第1項第2号の交付申請が前項の受付期限に間に合わない場合には、令和5年2月3日までに事前申請を行い、同年7月31日までに交付申請を行わなければならない。

(補助金の申請の制限)

第7条 補助金の申請回数は、1法人につき1回限りとする。

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、第6条に規定する交付申請を受けた場合は、事業の内容を審査し、補助金

を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行い、その内容を当該申請者に通知する。

- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 市長は、補助金の不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の補助金の額の確定をしたのち、補助金を申請者に対し支払うものとする。

(実績報告書等の併合)

第9条 第6条の交付申請は、規則第14条に規定する実績報告と併合するものとする。

- 2 前条の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときには、速やかに補助金を交付するものとする。

(オンライン申請方式)

第11条 第6条の補助金の申請から第10条の補助金の請求にいたる手続きについては、専用申請フォームにて必要事項を入力・送信することで提出に代えることができる。なお、各手続きにおける添付書類については、申請フォームにて添付書類に該当するデータ（写真等）を添付するものとする。

(補助事業等の内容変更等の手続)

第12条 申請者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第13条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費のうち、20%以内の減額をすること。
- (2) その他事業計画の細部を変更する場合。

(交付決定の取消等)

第14条 市長は、交付決定者が次に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定及び

額の確定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができるものとする。

- (1) 本要綱、交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
- (2) 交付申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき
- (3) その他補助事業の遂行ができないと市長が認めたとき

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金の経理等)

第16条 交付決定者は、本事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年度間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第17条 交付決定者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業完了後も管理台帳等によりその保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 交付決定者は、規則第20条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ福島市省エネルギー設備処分承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 3 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表1（第4条、第5条関係）

対象機器	市内に所在する店舗、事業所から新品の状態で購入する、 エアコン・LED照明器具・LED電球・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・冷蔵冷凍ショーケース・電気温水機器・ガス温水機器・石油温水機器 9品目 ※既存機器の更新に限る。 ※国・県等が行う他の補助金等を利用して導入した機器は対象外。 ※上記機器の複数更新は可能。
補助要件	①～③のいずれかを満たす機器 ①統一省エネラベルの多段階評価点が★3.0以上のもの ②メーカーカタログや「省エネ型製品情報サイト」において15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの ③現に設置している機器と比較し15%以上の省エネ改善効果が販売元証明で確認できるもの
補助対象経費	購入・運搬・設置・取付・更新に伴う撤去費用等一体不可分な経費 (消費税、リサイクル料は除く)
補助率	補助対象経費の1/2
補助上限	500千円

(参考) 補助対象外経費

<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能が確認できない機器 ・省エネ機器の導入に当たり発生する社内人件費・旅費・雑役務費等の申請者が負担する経費 ・旅費・交通費としてのタクシー代、ガソリン代、レンタカー代、高速道路通行料金、駐車料金 ・文房具などの一般事務用品 ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、自動車・自転車等車両）の購入費 ・華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等） ・調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費 ・各種保険料、商品券等の金券、収入印紙、切手代 ・借入に伴う支払利息、公租公課(消費税及び地方消費税額等)、建物登記費用・官公署に支払う登録・証明手数料等、振込手数料（代引手数料を含む） ・税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用 ・上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費
--

年 月 日

福島市長 様

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金 事前申請書

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり事前申請します。

1 申請者情報

事業者(法人)名			
所在地	〒		
	住所：		
(ふりがな) 代表者氏名		(ふりがな) 担当者氏名	
連絡先 (郵送先)	〒		
	住所：		
	電話番号：		
	メールアドレス：		
更新機器の導入先	〒		
	住所：福島県福島市		
更新機器の 設置(納品)予定月日	年 月 日		
事業者区分	<input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 小規模事業者 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> NPO法人		
業種 (申請者が中小企業者又は 小規模事業者の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他		
資本金 (申請者が中小企業者又は 小規模事業者の場合のみ)	円	常時使用する 従業員数	人

2 設備更新に係る経費

機器	メーカー	購入店	機種名	省エネ基準	金額 (税抜き)
					円
					円
					円
					円
①小計（本体購入価格）					円
②購入・運搬・設置・取付・更新に伴う撤去費用等一体不可分な経費 ※リサイクル料は除く					円
③合計					円

3 市税等の納付状況照会

- 申請者は、福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金の事前申請に伴い、福島市税等（延滞金含む）について、納付状況（科目・税額等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

4 市税等未滞納についての確認

- 市税等に滞納がないことを確認し、申請しています。

5 マイナンバーカードの普及促進について

- マイナンバーカードの取得について積極的に周知します。

6 誓約事項

- 事業者の代表者又は役員が以下のいずれにも該当しません。
- (1) 福島市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者
 - (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体

7 添付書類

- (1) 更新機器の購入及び設置に係る経費の分かる書類（見積書等）
- (2) 更新機器の省エネ性能が確認できる書類（HPやカタログ等）
- (3) 直近の確定申告書・決算書の写し（法人格の確認、事業継続の意思確認のため）
- (4) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの）
- (5) 本人確認書類の写し（個人事業主の方のみ）

年 月 日

福島市長 様

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金 交付申請書

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第 6 条に基づき、次のとおり交付申請します。

事業者(法人)名			
所在地	〒		
	住所：		
(ふりがな) 代表者氏名		(ふりがな) 担当者氏名	
連絡先 (郵送先)	〒		
	住所：		
	電話番号：		
	メールアドレス：		
更新機器の 設置(納品)年月日	年 月 日		
設備更新に係る経費	円		

※添付書類

- (1)更新機器の設置状況が確認できる写真
- (2)更新機器の購入・設置経費を支払ったことが確認できる書類(領収書等)
- (3)事前申請時に添付した見積等に変更が生じた場合は、変更後の見積書

様式第 3 号(第 10 条関係)

年 月 日

福島市長 様

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金 交付請求書

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第 10 条に基づき、次のとおり請求します。

事業者(法人)名			
所在地	〒		
	住所：		
(ふりがな) 代表者氏名		(ふりがな) 担当者氏名	
指令年月日		指令番号	
補助事業名称	福島市省エネルギー設備導入支援事業		
補助金の請求額	円		

口座振込依頼書

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店・支所 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義		

様式第 4 号(第 12 条関係)

年 月 日

福島市長 様

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金 変更(中止・廃止)申請書

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第 12 条に基づき、次のとおり申請します。

事業者(法人)名				
所在地	〒			
	住所：			
(ふりがな) 代表者氏名			(ふりがな) 担当者氏名	
設備更新に係る経費	事前申請時	円	変更後	円
変更(中止・廃止) の理由				
変更内容				
添付書類	(1)設備の購入及び設置に係る経費の分かる書類(見積書等) (2)更新機器の省エネ性能が確認できる書類(HP やカタログ等) (3)その他			

様式第 5 号(第 17 条関係)

年 月 日

福島市長 様

福島市省エネルギー設備処分承認申請書

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第 17 条に基づき、次のとおり申請します。

事業者 (法人) 名			
所在地	〒		
	住所：		
(ふりがな) 代表者氏名		(ふりがな) 担当者氏名	
指令年月日		指令番号	
処分の方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他 ()		
処分の時期	年 月 日		
処分の理由			